

高裁なごや vol. 38

平成30年度 「法の日」週間広報行事

毎年10月1日から7日までの「法の日」週間にちなみ、裁判所、検察庁、弁護士会、法務局では、さまざまな行事を開催しています。

名古屋高等裁判所では、次の行事を開催しました。

1 裁判所・検察庁・弁護士会合同企画

「裁判を体験してみませんか？」開催報告

10月2日(火)の午後、裁判所・検察庁・弁護士会の法曹三者共催で、模擬裁判、模擬評議及び業務説明を行う広報行事を開催しました。

まず、参加者の皆様には、裁判官・検察官・弁護士等が演じる模擬の刑事裁判を御覧いただきました。そして、その刑事裁判の被告人(起訴された人)が有罪か無罪かを考えていただいた上で、10人程度のグループに分かれて意見交換(模擬評議)を行いました。

国民の皆様に参加していただく裁判員裁判では、有罪か無罪かだけではなく、どのような刑にするのかについても評議で話し合うこととなりますが、今回の行事では、有罪か無罪かというポイントに絞り、法曹三者が進行を担当して意見交換を行いました。参加者の皆様の知識や経験に基づいた様々な意見が交わされ、評議終了後には意見交換の結果を法曹三者から発表していただきました。



(模擬裁判の様子)

模擬評議の後は、法曹三者がそれぞれ業務の説明を行いました。ここでは、裁判所の説明について御紹介します。まず、裁判所の職員が、裁判制度や、裁判所で働く職員等の仕事の説明を行い、次に、現役の裁判官が、裁判官の仕事についての説明を行いました。



(裁判所の説明の様子)

【参加された方の声】

- 裁判所のしくみ、流れが身近に体験できました。
- 法曹三者の職務内容を理解するのにとても良い機会になりました。
- 堅いイメージがあったが、法曹関係者の方々が気さくでとても説明がわかりやすかった。参加してとてもよかった。
- 身近に感じられた。普段来られない場所なので、少し緊張したけど楽しかったです。ありがとうございました。
- 大変よかった。評議事例について事前に知らせておいて頂けるとなお良かった。裁判員裁判に至る過程についての説明もあるとよかった。
- 裁判の実態がよく分かった。自分のイメージと合致している部分とそうでない部分を知ることができ、よい時間にする事ができた。
- 貴重な経験をする事ができて良かったです。裁判員に選ばれたらこの経験を活かしたいと思います。

2 名古屋高等裁判所・名古屋家庭裁判所合同企画

「WHAT'S 家庭裁判所調査官？ ～行動科学の専門

職とは～」開催報告

10月26日(金)の午後、名古屋高等裁判所と名古屋家庭裁判所との合同で、家庭裁判所調査官の役割や、その重要性について知っていただくための企画を開催しました。

家庭裁判所では、罪を犯した少年等を更生させるために処分を決定する「少年事件」と、家庭の中で生じた問題を解決する「家事事件」等を扱っていますが、家庭

裁判所調査官は、少年事件で、少年が非行に至った動機や経緯、生育歴、性格、生活環境等の調査を行ったり、家事事件で、子どもの養育状況等に関する調査を行ったりしています。

今回の行事では、少年事件と家事事件を担当している現役の家庭裁判所調査官が、参加者の皆様にビデオ等を御覧いただきながら、仕事についての説明を行いました。

説明の後で、参加者の皆さまに、家庭裁判所庁舎内の施設を見学していただきました。普段は公開されていない場所もあり、興味を持っていただけたことと思います。



(家庭裁判所調査官による説明の様子)

【参加された方の声】

- 家裁調査官という仕事があることを知らなかったので来てよかったです。当事者にとってよい方法は何かを一緒に考えていく仕事だということがわかりました。
- 人と人をつなぎ、とても責任感のある仕事だと思いました。
- 普段見ることのできない施設を見学することができて、とても楽しかったです。様々な職業の方が説明することで、それぞれの関係がうっすらとも理解することができたことも大きいと感じました。
- 普段公開されない場所を見学できてよかったです。